

名家連ニュース

平成 27 年 7 月 29 日 (水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 366 号

障害年金情報 2015 年 7 月 19 日 共同通信記事概要

障害年金、判定不服3倍増 14年度6500件 支給厳格化が背景か

障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が 2014 年度は約 6,500 件に上り、10 年前の 04 年度に比べ 3・5 倍に増えたことが 19 日、分かった。

支給申請自体は微増で、それなのに不服申し立てが急増しているのは、日本年金機構の判定が不

年金機構、説明責任が欠如

【解説】打ち切りや支給減額となった場合でも理由はほとんど説明されず、泣き寝入りしている人も多い。今回判明した不服申し立ての件数でさえ、氷山の一角とみられる。

判定を委託された医師の個性や考え方によって判定が左右される構造が、不公平を生んでいる主な原因だ。その上、1~5 年ごとの更新に伴って打ち切りや減額となっても、年金機構は「障害の状態が変わったため」と通知するだけ。障害者が納得できないのは無理もない。



こうした悲劇を未然に防止するため

年金の「申請」「更新」が心配な場合は事前に家族会にご相談下さい

障害年金は、障害がある人の暮らしの「命綱」です。働いて収入を得ることが困難な精神障害者はまさに死活問題となります。更新の際の留意点は、前回提出の診断書のコピーと見比べること。更新途中で主治医が変わった方は特に注意してください。更新期間（有期認定期間）が 1 年の方、診断書の障害状態等の記載に変更がある方は、必ず下記までご相談ください。

家族会相談室 ☎ (052) 842-8878 (火・土)

午前 10 時～午後 3 時 (祝日・GW・年末年始除く)

名家連事務所 (上記時間以外) ☎ (052) 411-2890 携帯 080-1623-5965



透明なため納得できない人が増えていることや、支給判定の厳格化が背景にあるとみられる。

10~13 年度の 4 年間で不支給割合は 1・3 倍、支給停止・減額になる人はデータの確認できる県で 1・6 倍にそれぞれ増えており、「判定が厳しくなっているのではないか」との指摘が出ている。



障害年金不服申し立て急増

障害年金を新規に申請して不支給と判定される人の割合や、更新時に支給停止・減額となるケースは近年増加しているが、その理由も明らかにされていない。

各地方厚生局の社会保険審査官はホームページに「審査請求を行うときは、あらかじめ年金機構などから決定の内容について詳細な説明を受けてください。単なる要請、陳情など不適切な審査請求になる場合があるからです」といった案内文を載せている。しかし、機構から不支給判定などについて詳しい説明を得られることは少ない。